

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成37年3月31日まで)

秋本刑企第216号 生企第999号
平成27年12月15日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

品触要綱の一部改正について（例規）

品触れについては、これまで「品触要綱の全部改正について（例規）」（平成17年9月20日付け秋本刑企第212号、生企第350号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、旧例規を見直し、平成28年1月1日から別添「秋田県警察品触要綱」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は平成27年12月31日をもって廃止する。

別添

秋田県警察品触要綱

第1 目的

この要綱は、古物営業法(昭和24年法律第108号)第19条第1項若しくは第3項又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)第21条第1項の規定による品触れ(以下「品触れ」という。)を発するに当たって、その効果的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 品触れの実施対象

- 1 品触れは、盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物(以下「盗品等」という。)のうち、他の類似品と識別できるものについて発するものとする。
- 2 犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第36条第1項第2号に規定する重要品触れは、おおむね次の盗品等について発するものとする。
 - (1) 強盗等の凶悪事件に関する盗品等
 - (2) 組織窃盗又は常習と認められる侵入盗に関する盗品等
 - (3) 重要文化財その他これに準ずる盗品等
 - (4) 社会的影響の大きい事件に関する盗品等
 - (5) その他特異重要事件に関する盗品等

第3 品触れを発する要領等

1 様式及び作成要領

品触れは、個別の事件ごとに、別に定める様式及び作成要領により作成するものとする。

2 発出方法等

品触れは、書面によるほか、ファクシミリ又は電子メールの送信により発することができる。ただし、ファクシミリ又は電子メールの送信により品触れを発出する場合は、あらかじめ相手方となる古物商、古物市場主又は質屋(以下「古物商等」という。)の承諾を得て行うものとする。

第4 他の都道府県警察に対する手配依頼等

1 他の都道府県警察に対する手配の依頼

他の都道府県警察に品触れによる手配を依頼するときは、対象とする地域、古物商等の種別等、必要な事項を明確にした上で刑事部刑事企画課長(以下「刑事企画課長」という。)を経由して行うものとする。

2 他の都道府県警察から手配の依頼を受けた場合の措置

刑事企画課長は、他の都道府県警察から品触れによる手配の依頼を受けた場合は、速やかに関係する警察署長に対し、管轄内の関係古物商等に品触れによる手配を行うよう指示するものとする。

3 普通品触れによる手配

普通品触れによる手配は、原則として、他の都道府県警察に依頼しないものとする。ただし、特別の必要があるときは、依頼先等の範囲を限定して行うことができるものとする。

第5 訂正及び解除の通知

品触れの内容を訂正する場合又は品触れに係る盗品等を発見し若しくは発見した旨の届出を古物商等から受けた場合は、関係する警察署長にあつては、管轄内の関係古物商等、刑事企画課長にあつては、品触れの手配を依頼した他の都道府県警察に対し、訂正事項の通知又は発見の通知を速やかに行うものとする。

また、刑事企画課長は、他の都道府県警察から訂正事項の通知又は発見の通知を受けた場合は、速やかに関係する警察署長に対し、管轄内の関係古物商等に訂正事項の通知又は発見の通知を行うよう指示するものとする。

第6 その他の留意事項

1 適切な施策の実施

各警察署長は、管轄内の古物商等との良好な関係を構築し、品触れによる盗品等の発見の促進を図るものとする。

2 遺留品等の手配

遺留品等について、手配書を発行するときは、品触れによる手配に準じて行うことができるものとする。